

受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設の皆様へ

～ 受動喫煙のない快適な社会へ ～

「宮崎県認定禁煙施設」に取り組んでみませんか？

宮崎県では、受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、法律上の義務(*)を上回る対策を行っている優良な施設を認定しています。施設のクリーンなイメージアップのために申し込んでみませんか？



認証プレート

※2020年4月から改正された健康増進法が全面施行されました。
2019年7月1日から学校や児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等は、**敷地内禁煙**、2020年4月1日から事務所や工場、ホテル、旅館、飲食店、**娯楽施設**、旅客運送船舶、鉄道等は、**原則屋内禁煙**となっています。

◎認定要件◎

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所
行政機関の庁舎 等

飲食店

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館
旅客運送事業船舶、鉄道などの施設

認 定 の 要 件 は ？

全面禁煙 (敷地内すべて禁煙)

- ☑敷地内(建物を含む)がすべて禁煙であることを標示している
- ☑敷地内に灰皿をおいていない

全面禁煙 (敷地内すべて禁煙)

- ☑敷地内(建物を含む)がすべて禁煙であることを標示している
- ☑敷地内に灰皿をおいていない

全館禁煙 (施設内禁煙)

- ☑建物全体が禁煙であることを標示している
- ☑建物内に灰皿をおいていない
- ☑屋外喫煙場所を設置し、標示している

店舗内禁煙 (テナント等)

- ☑店舗内が禁煙であることを標示している
- ☑店舗内に灰皿をおいていない



◎認定のメリット◎

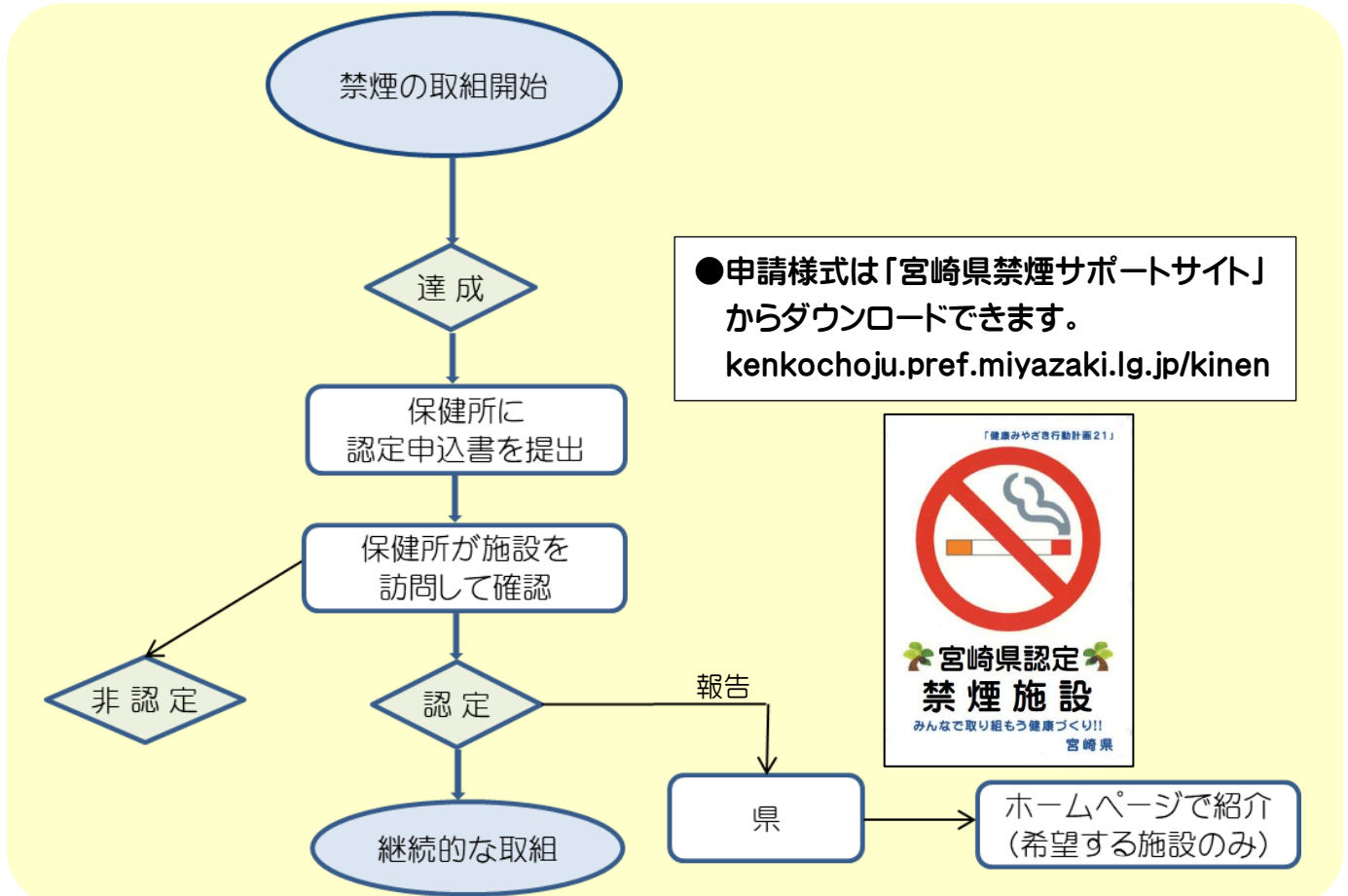
安心して快適に過ごせる！

子どもからお年寄りまで安心して施設を利用できます。

健康経営につながる！

利用者はもちろん、従業員の健康を守ることができます。

◎認定までの流れ◎



認定された施設には、
 管轄保健所長から認定通知とともに、認証プレートが交付されます。
 優良施設として県民に広く紹介したいため、県ホームページで紹介しています。



受動喫煙防止対策に関する情報が掲載されています。取組の参考にぜひ御覧ください。QRコード→



.....問合せ先.....

中央保健所 ☎0985-28-2111	小林保健所 ☎0984-23-3118	延岡保健所 ☎0982-33-5373
日南保健所 ☎0987-23-3141	高鍋保健所 ☎0983-22-1330	高千穂保健所 ☎0982-72-2168
都城保健所 ☎0986-23-4504	日向保健所 ☎0982-52-5101	県健康増進課 ☎0985-26-7078

宮崎県